勧 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する 学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当

扶養親族たる子に係る手当の月額(職員に配偶者がない場合の1人に係る手当の月額を除く。)を1人につき7,100円とすること。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表(一) 以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門 的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を413,800円とす ること。

ウ 勤勉手当

- (ア) 再任用職員以外の職員
 - 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分(特別管理職員にあってはそれぞれ1.05月分)とすること。

(4) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分(特別管理職員にあってはそれぞれ0.5月分)とすること。

2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とする こと。

3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とする こと。

4 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。